

政変革と社会運動などの問題をふくみながら、究極的にはトータルな社会的存在としての人間の問題、人権の問題である。そして地域住民の人権へのめざめは、人々をして問題の社会的政治的解決を求めさせずにはいない。住民福祉の方向と実態の研究については、東京都、大阪府、小金井市ともそれぞれ豊富な計量的な統計の資料は少なくない。しかし私はこの研究の基調としてつねに福祉の問題を人権の問題、人間価値の問題としてとらえた。草の根人権主義の開花なくして、草の根民主主義、憲法にいう住民自治はありえないと考えるからである。そのような原点をふまえずしては、憲法や障害者六法に見られる数百の法律の解釈論も、かえって憲法の人権目的実現の疎外要因となることについてはすでに「自治体憲法学」(79頁、法解釈と人権価値)においてのべた。

今日、住民福祉の方向が住民の自己組織の発展と拡大に求められるべきこと、都民の9割がコミュニティを求め、生まれ、育ち、かつ老いて行く社会での老人福祉を重視していることなどの、都の調査結果によっても明らかである。近所に寝たきり老人があれば介護するという、地域でのボランティア活動に意欲を示し、生きがいを求める都民が50%にも達していることは、深く注意しなければならない(昭和51年3月施行、東京都のコミュニティ意識に関する世論調査)。

以下に本論についての若干の注意点をのべておく。第一に、本論では憲法における住民自治の再出発の原点を、常に住民の自己組織による主体的能動性に求めた。上からのリードによる老人福祉の御用団体についてのべているのではない。

第二に私はこうした主体的福祉の自己組織の拡大により、権利としての住民福祉発展の母胎を見出そうというのである。受動的乞食の福祉は、恩恵としての福祉、福祉権のプログラム性と空洞化、しか生み出さない。

第三に福祉見直しなどとはいえない福祉の低成長時代においては、施設の拡大も決して怠ってよい問題ではない。中心施設はまず必要なのである。板橋の都の巨大な老人施設も幾多の欠陥を指摘されながらも、住民福祉の基地としての役割を果していることが、本論からも推察されるであろう。国や自治体の福祉施設と住民福祉の自己組織は相反するものではない。基地とトーチカとの関係に立つもので相互補完的であるべきである。地域小型施設万能論をとるものではないのでこの点は注意しておく。

第四に、コミュニティ・ケアの強調は決して国及び府県の怠慢を免責するものではない。かえって、行政官の地域社会へ密着した住民の奉仕者としての役割を強調するものであり、国の財政的、行政的、後見的役割を無視するものではない。コミュニティ・ケアとは「うば捨て」の現代版をいうわけではない。そして住民の立場に

立つ福祉を重視せず、はては精神障害者を廃棄物から、さらに治安対策の対象としてとらえるとき、一部法学者、中央官僚のアナクロニズムに対しては、これをきびしく批判するものである。財政の後見なく、かえって障害者を犯罪視するがとき発想は、日本国憲法の人権感覚とは全く無縁のものであることを強調しておく。

私はここで憲法学者としての立場から、将来あるべき住民福祉の方向性を示すことを基軸にして、限定して論述を進めてきた。老人福祉は、今日への方向性を、すでに戦後30年の努力のなかにもってきている。将来の展望とは逆に、歴史的発展のプロセスを総括することにより、私のように最も重要だと思われる一つの問題点のみからでなく、多面的に老人福祉の方向性をさぐり出す努力も必要である。以下にこのような観点から老人福祉の戦後の歴史的総括を老人福祉の専門家である橋本助手の論文により行なうこととする。以下の各論は本質的には独立の論文である。その独自の創造性には、何らのわくをもはめなかった。

—以上—

〔各 論〕

戦後老人運動の展開

—東京都を中心として— (橋本宏子)

はじめに

昭和37年2月、老人福祉法の制定を要求して、日本老友新聞は、こうのべていた。

「……各都道府県の老人福祉関係者はもとより、1万2千の老人クラブ100万の会員が立上って、本法制定を叫んで、自己の信ずる代表者を応援し、これが通過を確約せられたい。なお、各都道府県の関係者並に老人クラブ代表は、一日も早く会合を開き、自己の投票せんとする代議士、参議院議員を訪問し、あるいは、請願書を取りまとめて、審議会に送りあるいは……」と。

ところで今、昭和50年師走23日「高令者の生命を守れ、暮らしを守れ老後保障要求集会」の闘争宣言は、こうのべている。「……健康をうばわれ、生活をおびやかされ、いまのいま、老人たちは病気に倒れ、また自殺していく、老友たちよ、全国の仲間たちよ、いまたたかわなくて、いつたたかいたちあがるのか。こんな厚生省はいらない！ こんな大蔵省や政府はいらない！ こんなにも老人に冷酷な政治はいらない！ 嘆き悲しみのうちに沈黙して、無残な死を待つよりは、日本の歴史をおし進める戦列に参加しようではないか……」と。

そこに、我々は、国家に対する国民の、より根源的な人間的生存の権利性の意識の侵透をみるような気がする。

とすれば、それはこのような宣言として組織化された意識の背景にある、老人の生活の、より過酷な現実をも、意味しているといえよう。

本稿では、戦後、特に、昭和30年代以降の、東京都を中心とした老人運動の変遷をたどることによって、現在の老人の具体的意識の特質をとらえる縁としたい。

運動の組織化には、具体的意識の理論化が必要であり、その法理論的構築が、社会保障法学の課題とも思われるからである。

第一節 昭和30年代の「老人運動」

昭和25年に制定された新生活保護法は、旧法で一括して規定されていた保護施設を、六種類に分け、そのひとつとして「養老施設」を規定した。しかし、それはあくまでも、「老令のため独立して日常生活を営むことができない者で、適当な扶養家族のない者」という要保護老人に対する収容保護施設を中心にするものであった。

従って、適当な扶養家族のある老人は、多くその私的扶養に依拠することが想定されていたとみることができる。

また、老人の側においても家族制度にかわる新しい人間関係や価値体系については、それを抑止する力が、依然としてつよく働き続けたともいえよう。

ところで、朝鮮動乱を契機に高まった再軍備化の動きの中で、社会保障予算は、削減され、特に、昭和29年のいわゆるMSA軍事予算のもとでの生活保護の打ち切りは、1千万人にのぼるボーダーライン層を創出した。

そしてこの頃から、施設への入所事由も、直接的戦争被害ではなく、扶養者なき者が1位を占めてくるが、同時に疾病や扶養者扶養能力なき者の入所もめだってくる。

また、60才以上の存院者の割合も昭和25年の44.8%から昭和28年には、64.9%に増加することになる。(東京都養育院調査)

昭和30年2月の横浜市「聖母の園養老院」火災の惨事を機に、老人福祉施設の改善を含む老人福祉への要求が、養老施設経営者及び管理者を中心に追求されるようになったのもこのような、要保護施設の一定の変化を背景とするものであろう。このような老人福祉への要求は、具体的には、老人福祉法制定要求としてあらわれることになる。

ところで、老人福祉法の制定要求は、養老事業関係者だけでなく、老人クラブに参加する、中間層老人の要求でもあった。

昭和26年以来全国社会福祉協議会の主唱で行なわれた「としよりの日」設定運動や老人クラブの結成が、新しい価値体系や人間関係を抑止する老人の意識を吸収していったことは否定できないであろう。

そして、これらの老人層の意識が、講和発効後の政治

的反動期に激しく展開された家族制度復活論に迎合していったこともまた事実と思われる。

しかしながら、昭和30年以降の高度成長政策の展開と共に、技術革新において独占資本は、家父長制家族制度を桎梏と感じ、むしろその排除を政策的に要求しうるに至る。

自らの価値体系を正当化するところの、イデオロギーとしての家族制度論の喪失は、(昭和30年代にいたり、技術の近代化が生産に果してきた老人の役割をうばうことによって)、より具体的な疎外感を経験しつつあった中間層老人に、より大きな精神的打撃を与えることになったことは、否定できないであろう。

特に、昭和20年代前半の世論調査において、子供に老人の扶養を期待するとこたえていた総じて80%以上をしめる壮年層が、現実に老後をむかえつつあったわけで、その動揺は、さらに大きかったといえよう。

いずれにしても、このつよい精神的動揺が、昭和30年代前半においては、老人クラブの老人を中心とする老人福祉法制定要求に、反映したとみることができる。老人福祉法とともに、老人に対する敬愛の義務をもちこんだ、老人憲章の要求が、きわめてつよく主張されていることはこのことを示すものであろう。

つまりこれらの老人が、現状に不満をもちながら、それを根本問題にまでほりさげ、さらに具体的にどう要求をだしていくかについては、きわめて未自覚であったともいえよう。

例えば日本老友新聞は当時をふりかえり「老人福祉法を制定せよと要求するだけで、何をどのように要求して法律案を作るのか考えていなかった」(昭和37年7月1日号)とのべている。

それは施設老人を背景とする全国養老事業関係者の運動が昭和20年代後半の社会保障予算のひきしめ、貧困化を背景として、一定の具体化案をもつての老人福祉法要求であったこととは、一定の相違をもつものであったように思われる。

いいかえれば、この期の中間層老人にとっては、家族扶養から逸脱した施設の困窮老人と異なり、経済的、身辺的介護の場としての家族が、相対的な安全弁となっていたことが、その決定的相異であったとみることがもできよう。

すなわち、昭和30年代前半の老人運動は、老人福祉法の制定を通じて、老人年金・老人手帳・定期検診・軽費診療・職業指導・在宅老人訪問員等の要求を、具体的にかかげながらも、運動の背景にある意識構造は、必ずしも同一のものではなかったとみることができる。しかも要求の主体である施設老人もまた、運動の主体ではなかったのである。

こうした動向は、昭和20年代の前半に創設された失対

事業に働きながら、老令期をむかえつつあった、働く老人の意識構造とも、またまじわることはなかったといえよう。

以上のことは、昭和34年、国民年金制度が実施されるに及び、今度はその制度内容に対する不満が、国民年金制度反対運動の方向ではなく、老人福祉法制定要求へのいっそうの盛り上りを促がすことになったことに、象徴的に示されているといえよう。

その結果、老人福祉法は、ある意味で、老人クラブ老人の趣旨にそった、多くの理念規定を含んで、昭和38年にその成立をみた。同時に、同法は、所得保障・医療保障については、具体的な施策を欠くものとなった。

むしろ、老人福祉法と同様第48通常国会で成立した「改正緊急失対法」は、基本的な老人福祉の退行さえ示すものであった。

第二節 昭和40年代前半の老人運動

老人福祉法の制定によって、同法10条による健康診査が、保健所を中心に行なわれることになった。昭和40年以降、民主医療連合会（民医連）は、この健診活動に積極的に取り組み、昭和42年には、定期活動への定着をみたといわれる。その過程で、老人福祉法が、本来的にもつ欠陥、つまり健康診査課目が限定されていること、実際に疾病が発見されても治療もできない、入院もできない、という事実が、老人自身にも切実なものとして意識されていったといえよう。

また、昭和46年の国民健康調査によれば、65才以上では、10人中3人が有病者であり、また10年間で、その有病率は、他の年齢層に比し、もっとも高い上昇を示している。

いずれにしても、老人福祉法のもつ根本的欠陥が、制定当初より、その運用の過程において、むしろ老人に意識されていったことに注目したい。

ところで、この老人健診活動は、昭和38年の失対闘争の反省として、地域住民との連帯の必要性を痛感していた全日本自由労働組合（全日自労）と民医連の共闘による集団検診活動をふまえて、急速に発展したものといわれる。この集団検診という場を通じて、全日自労の高令労働者は、地域老人と、一定の結びつきをもつことになる。その過程で、昭和42年から、従来の老人クラブとは別に、自分たちの要求をだしていき、たたかう老人クラブとして民主老人クラブが形成され、健康診査の内容充実、老人医療無料化などの要求が、高令労働者・一般老人の共通の要求として顕在化していった。

昭和41年の都議会汚職に端を発した都民労働者の刷新運動が、さらに翌年の都知事選における革新知事実現へと発展したことも、これらの運動を、鼓舞することになったといえよう。

しかし、この老人運動の質的転換の方向を示した決定的契機は、昭和30年代の老人福祉法制定期とことなり、地域の中間層老人にとっても、自己の問題が、まさに精神的打撃の問題だけでなく、具体的に医療費の逼迫という経済的貧困の問題になりつつあったことであろう。

老人自身、経済成長に対し、免役であるだけでなく、（注 現代のエスプリNo87三浦文夫「概説Ⅱ・老人問題の所在」P17）それを補なっている労働者の賃金の本来外の使途による、老人扶養も、実質賃金の低下、社会的な購買力のおしつけによって、何よりもまず、経済的により悪化してきていたとみることができる。

このことは「1960年代後半に入ると、かねてから指摘されていた、家族的・地域的を相互扶助機能の現実の崩壊が顕著に現われてきた……（その結果）経済計画は、これら家族的・地域的な相互扶助機能を与件として取扱ってきたが、その崩壊により、これを変数として取扱いその代替物を考えざるをえなくなった」（注 福島正夫編「家族政策と法一総論」利谷信義『戦後の家族政策と家族法』P163）とさえ表現される。

このことは、本来、低所得層老人（市町村民税非課税世帯以下）の利用を目的とする養護老人ホームに、事実上それ以上の世帯に属する老人が、「世帯分離」という紙上操査によって入所してきていることにも示される。

中間層老人の利用を目的とする軽費老人ホーム入所者の1ヶ月あたりの負担額は、地方自治体の補助・国庫補助をうけて約1万円だが、例えば厚生年金受給者の平均受給額は7,500円（昭和43年9月現在）で約3千円不足することになるからである。

こうした傾向は、この頃より、養護老人ホームにおける無業の女子で女学校卒の老人の比率が高まってきていることにも、あらわれているといえよう。

昭和40年12月・総評・中立労連が、生活と健康を守る国民大行動を、提起し、国民の生活と健康を守る、すべての要求をほりおこし、その実現のために、ねばり強い運動を展開する姿勢を示しつつあったことは、まさにこうした中間層老人の生活の変化に対応している。老人の経済生活の逼迫は、老人自身の運動と同時に、老人を扶養するものの生活闘争をも、もたらしたといえよう。

従来の賃金闘争の枠をこえて、最賃制や労働条件と、住宅、物価、税金などの要求をうちだし、その相互の関連をあきらかにしていくのでなければ、労働力再生産の場としての家族の生活が保障されなくなってきたとみることができる。

こうした中で昭和42年には、老人のおかれた実態をあきらかにし、老人の要求を組織化する目的で、第一回の高令者集会在、総評・社保協主催で、開催され、先の日全自労全国老人集会もこれに合流することになる。

この第一回高令者集会では、事実、家族の扶養から逸

脱せざるをえない老人の状況が、報告されている。

そして、この集会を契機に、労働運動における生命と暮らしを守る闘争の位置づけが、重要視され、各労働組合では、高令者の要求と組織化に大きな関心をもちはじめ、老令保障要求運動が、労働組合運動にも定着のきざしを示してしてきた。特に43年頃から、公害と共に、社会保障は、生命と暮らしを守る運動へのとりくみの一環として重視されてくる。

この公害を中心とする生活闘争としての市民運動の盛り上りは、民医連だけでなく、地域活動を通じて、その他の勤労諸階層との一定の連帯を深めることになった。

(注 1960年代わけてもその後半に顕在化する市民社会的様相は、市民運動を発生せしめるひとつの条件であった。労働組合が勤労諸階層を基盤とする組織のなかで圧倒的地位を占める闘争団体であった時代は徐々に推移していた「賃金と社会保障」№562 沼田稲次郎『労働運動における生活闘争のいちづけについて』)

このように、昭和40年代前半においては、高令者諸階層間、さらに労働組合および勤労諸階層とのそれぞれの間に、一定の共闘が進んだという意味で、昭和30年代の老人運動とは、質的に異った段階にたちいたったとみることができよう。昭和44年、東京都が国に先だち、70才以上の老人に対し、一定の条件のもとに老人医療の「無料化」を決定し、またこの頃より、各野党が、老人対策を、あいついで発表する等の動きも、このような背景の中で、正しく理解されるであろう。(注 昭和45年、社会党国民の老人憲章 民社党老人対策基本法)

しかし他面このような、老人運動の一定の前進は、老人問題の深刻化とあいまって政府側の老人の組織化へのとりくみをも、促がすところとなった。

こうした中で昭和30年代の老人福祉法制定要求の主体となった老人クラブは、(先の老人医療無料化運動に一部合流しつつ、なお大方はそれとは別に)昭和43年には全国老人クラブ連合会の主催する初の全国老人クラブ大会を開き、しかも、それが昭和45年以降、毎年開催される(労働組合ぬきの)「豊かな老後の国民会議」の、一主流となっていく。

その結果、昭和40年代前半においては、以然として相異なる、老人諸階層の運動の流れをも、その後半にもちこむことになった。

第三節 昭和40年代後半の老人運動

昭和45年には、「勤労国民のいのちと暮らしを守るたたかい」という総評70年度運方針の重点目標のなかで、公害とならんで「老令保障のたたかい」が、緊急の課題としてえられた。(注1 イタリアの1968年から69年にかけての年金ゼネストが、日本の労働組合の幹部、活動家に与えた影響は、大きかったといわれる「賃金と社

会保障」№617 P45。)今日の労働者の多様な要求闘争のうえに新しい運動のパターンを対置するという意味でのこの「生活闘争」——(勤労市民としての立場で、その諸要求の実現のために行なう運動——(注2 「私は生活闘争は、被害者集団の連帯を基盤とする市民組織の生存権のための運動であるという基本的性格を見失ってはならないと考えている」(「賃金と社会保障」№562) 沼田稲次郎『労働運動における生活闘争のいちづけについて』P10)という運動方針のもとで、第四回高令者集会は、過去三回の集会とはことなっただけでなく、いざこざがみられることになった。

この高令者の集会に先だち、同年6月には、総評が老人問題で討議を行ない、老人の組織づくりが焦点とされ(1)企業別となっている労働組合の体質と共に、(2)老人クラブを中心に着々とすすめられている「豊かな老後の国民会議」などの政府側の組織化が、指摘されていることが注目される。

その結果、昭和45年末、国鉄、全通、自治労、鉄鋼、全金、全鉱、化合、自労の退職労働者と11ヶ所で話しあって「聞きとり調査」が行なわれた。

これをもとに、総評が、46年の春発表した「定年退職者の実態調査」の公表は、定年退職者のみじめな生活実態と、要求を、ようやく労働組合に導入することになった。

このことを契機に、(都市交通、日教組の退職女子教員など、官公労の組合が先導的な役割を果たしながら、民間の労働組合も含めて)労働組合による退職者の組織化がみられることは、昭和40年代後半の特色といえよう。

そして、昭和47年11月には、全国退職者の会連絡会議が、結成される。

また、生活闘争の盛り上りは、昭和46年には、全日自労・農村労連・全生連・日患同盟・全商連・新婦人・民医連・保険医団体連合会・日本生活協同組合連合会の九団体が、各組織に共同通達をだすまでに発展し、老人の無料検診と医療の無料化・年金・仕事・住宅等の共通する課題で、地方組織の取り組みが前進している。また失対事業「再検討」に対する高令労働者の闘争は、高令者就労対策活動として、地域老人・地域住民との統一的な要求として展開されつつあった。そこでは医療保障運動を通じて形成されてきた運動の基盤が、労働・年金の要求としても具体化しつつあった。(注 家庭科教育47巻6号。拙稿「老後の福祉増進をめざす運動」P263)

こうした中で、革新都政を実現し、支えるための大きな力に成長しつつあった高令者運動は、母胎となった労働組合、民主団体からうけついでものを基礎にしなから、老令者自身による運動が試みはじめられる。そしてこれが、全国へも、影響を及ぼすことになった。(注 大月書店「社会保障事典」P800)

昭和46年7月には、老人医療無料化運動の過程を通じて形成されてきた、都内各区の老人クラブ・労働組合・医療団体・学者・研究者など、高令者問題に関心をもつ多くの団体・個人が参加し、東京都老令保障推進協議会準備会が、結成された。

特に、注目すべきことは、同年12月には、東京都老人クラブ連合会、豊かな老後のための国民運動同志会が、各労組の退職者協議会準備会、民主団体と共に、老後の保障を要求する集会・行動を行なったことであろう。

「毎年、老人のための予算要求を出してきた。47年度こそはなんとかかと思っていたが安心できる状態ではない。老人クラブだけではなく労働組合その他の団体と共に、厚生省・大蔵省にあたれば効果は必ず出るだろう」とする東京都老人クラブ連合会長のことは、「自民党の老人対策として、全国に無数に組織され、レクリエーションなどを通じ、生きがい論をもって、その選挙基盤にされてきた老人クラブの脱皮」（注 因みに、老人クラブは、その運営、要綱下で、政治上又は宗教上の組織にぞくさないものとされ、その助成ほしさに、政治批判とそれにもとづく一さいの活動を返上してきた。）特に、全国の60才以上の老人の44%を組織している老人クラブの中で、大都市老人クラブの脱皮を意味する。

それは、昭和40年代の前半において、経済的貧困化の激化を背景として、部分的に形成されてきた、民主的老年運動のいっそうの前進と老人諸階層の要求のいっそうの統一化を意味していたといえよう。

昭和46年第五回高令者集会（1万人集会）、第六回高令者集会（1万2千人）を契機に、巾広い統一行動で、急速に大きな前進がみられるのも、このことの具体的あらわれといえよう。（注 こうした中で、昭和48年1月1日より国レベルでの老人医療の「無料化」が実現する。）

この傾向は、昭和47年の東京都老令保障推進協議会結成に続いて、48年2月段階では、日本老友会の都老協への申し入れを契機に、各団体・個人によって「老後保障の問題を、全国民の規模で解決するには、老後保障関係の団体が、大同団結して、大きく運動を統一させる」必要性のもとに、豊かな老後保障をめざす国民運動「全国老後保障推進団体協議会準備会」が形成される動きもでてくるにいたる。

こうして、老後保障要求運動は、「体制側が、自己の内在的矛盾に対応するために、社会政策あるいは福祉政策、社会保障政策というものを、ある程度実施するかまえをみせている」（注 労働法律旬報No.807 P13 具体的には、老人問題懇談会とあわせて総理府内に老人対策本部設置）中で、昭和47年に正式に結成された都老協は労働組合、民主団体と協力しつつ、都及び国に対して、要求運動を展開する。その過程で、自然発生的に全国各地で発生している「老人パワー」がいずれも、散発的

（恣意的）であり、無組織的（独走的）であるところから、老人組織とその運動の横のつながりを固める必要性が、認識され、あわせて、全国民に、老後保障の必要性を訴えて昭和48年6月から40日間にわたり、名古屋—東京間のゆたかな老後保障推進のための大行進が、行なわれた。（注 都老協17号）その中で、自治体要請にたち上ったり、懇談会に出席したりした沿道各市の老人クラブ会長は、「要求することと、政治批判」の重要性を改めて確認したといわれる。こうした盛り上がりの中で、老人福祉法10周年にあたる7月11日には、厚生省内で対政府要求が行なわれ、また、9月15日には、1万人全国高令者集会がひらかれる。

その結果、谷間の老人に特別給付金の新設がもたらされ、都段階で高令者事業団という準公的な組織で、60才以上の老人に仕事の世話をしようという構想が、具体化してくる。

また、横浜・川崎の老後保障推進団体結成、埼玉での運動体発足等、市や区の段階に自主的に老後を守る組織が生れてくる。

特に、6月には、老人ホーム東京都養育院東村山分院老人会が、結成され、国民大行進や、都老協の諸行動への参加がもたれ、都老協の都交渉には、他の老人ホームとも共通する問題として、施設の改善要求がだされることが注目される。そこでは、老人ホームの利用者が、運動の主体となりつつあるだけでなく、老人ホームの処遇改善要求が、地域老人をも含めて老人の共通の要求としてとらえられようとしていることに、30年代に比べ、画期的な前進をみることができる。

第四節 低成長下の老人運動

ところで、48年秋から49年春にかけての経済不況・財政緊縮・石油ショックに続く、物価高騰は、都老協の要求の部分的成果を、希薄化させていった。しかし、同時にそれは、「国民の生活の根底によこたわり、その中心にすわっている中高老令者の問題をかかげて、従って生活の根本の解決をめざす、本当の運動が、発展する土台が与えられた」ことでもあった。（注 都老協の19号江口英一「心の底の底で」）

事実、物価の値上げ、オイルショックの中で、地域高令者の生活要求の中心に、経済的要求としての年金がすえられることになり、対政府、厚生省、国会へ向けての働きかけが強められた。

昭和49年度国家予算編成期における厚生省前の都老協のすわりこみは、昭和49年の「国民春闘」へと発展する契機となっていた。

「国民春闘」における、史上初の交通ゼネストによるインフレ高物価とのたたかいは、あわせて、老人、貧困者、身体障害者などの連帯をも、促進したとみるこ

ができる。具体的には春闘共闘委員会との協力、失業と貧困に反対する共闘会議への加盟、社会保障推進協議会への参加が、なされている。

48年後半以降の経済状況は、国民全体の生活を、いっそう深刻化し、「食べる年金を」というのが、いまや当然の要求として多くの人びと、団体から、支援・共闘されてきていたといえよう。

ところで、こうした状況は、老人の貧困を担保していた、家族の経済扶養能力のいっそうの後退を意味する。

つまり、昭和40年代において、少なからぬ中間層老人を、老人医療無料化運動へと動かした背景に、家族の老人に対する経済的扶養能力の部分的な後退があったとすれば、それは今、総じて家族の老人に対する経済的扶養能力の、ほとんど全面的後退をもたらしつつあるとみることができる。

昭和30年代において、いまだ多くの老人の経済的安全弁であった家族扶養は、その意味を失ないつつあるといえよう。

いづれにしても、家族の経済的扶養を、なんらかの前提として、その部分的代位としての国家に対する所得保障（例えば、老人医療費の自己負担分に対する公費負担）の要求は、不況を背景として、逆に、老人の全面的生活をささえる所得保障に対する権利意識を顕在化させていったといえよう。

総評・社保協・失貧共闘・都老協などが、参加する昭和49年10月の「インフレ・不況阻止、生活危機突破、低所得者と福祉を守る中央決起集会」では、「生活扶助基準を3月に対して5割増になるように再々引上げ、年1回賃金スライドと月々の物価スライド制の確立。福祉年金をふくめて、国民年金の最低保障額をただちに3万円に引上げ、年1回の賃金スライドと支給月ごとの物価スライド制の確立。福祉年金受給者をふくめたすべての低所得者にインフレ手当を緊急に支給すること。」等が提起されている。

50年2月に結成される「5年年金獲得友の会」も、（注 国民年金が発足した昭和36年4月1日現在で、50才以上55才未満の人で、36年3月31日までに任意加入をしなかった人で、一定の条件をみとす人については、45年1月1日から6月30日の間に手続をすれば、任意加入できるとされた。それを知らなかった人が、多く現在加入を要求して会を作っている。）こうした流れのひとつとして意味をもつものであろう。

家族を前提とし、家族を媒介として、社会とのかかわりをもっていた、典型的な日本の老人にとって、まず、経済的な意味での家族扶養からの逸脱は、確かに、老人の自殺率の増加や、ポックリさん信仰、あるいは「安楽死」への関心として、あらわれている。

のみならず、経済状態の悪化は、家計補助を目的とす

る家庭婦人の、職場進出をも不可避としてくる。ここに至り、老人の日常生活は、経済的扶養のみならず、身辺的介護の面においても、家族機能からの逸脱を余儀なくされることになる。

こうした状況が、老人達の「いかに死ぬか」への関心を、さらに促進していることは、事実といえようが、他面、その疎外状況が逆に老人達の中に「自我」をめざめさせることによって、全体とのかかわりにおいて、個が「いかに生きるべきか」への関心を、たかめつつあることもまた事実といえよう。

冒頭にかかげた、昭和50年の闘争宣言は、そのことを示しているように、思われる。

まさに、家族に埋没していた「自我」の確立ともいえよう。

このことは、具体的には、昭和48年の国民大行進以来、全国におこっている老後保障の地域運動が結集されつつあり、49年には、「生活できる老後保障の確立をめざす地域団体全国連絡会」が、結成され、それが関東を中心にして、今後全国的な組織・運動を実現するための準備組織とされていることにもみることができる。

50年には、「日野市老後保障をすすめる会」「老後のくらしを守る横浜連絡会」「川崎市民会議」「調布市ゆたかな老後のための市民会議」等が、あらたに誕生している。

ところで、いかに生きるか、とは、生きることの意味を、必然的に問うことになろう。

労働力としての再生産を保障することが、それとして、充分に意味をもたない、老人の生活保障は、直接的に全人間的開花の要求へと結びつく要素をもっている。

特に、家族扶養からの経済的のみならず身辺的介護の逸脱の危機は、家族扶養に埋没していた、老人の全面的生活を、「自我の確立」をへて老人の全人間的開花の視点から、見なおす契機ともなったといえよう。

それは、家族扶養の部分的保障としての、所得保障から、全面的日常生活を、全人間的開花の視点からとらえなおした上での老令保障への権利意識をもたらすことにもなった。

しかも、注目すべきことは、こうした権利意識が、経済不況を理由に、バラマキ福祉を批判するとして、老人医療の有料化や、バスの無料バスの廃止が、提起される中で、逆に序々に、定着していっているようにみうけられることであろう。

例えば、バスの無料バス廃止の動きの中で、逆に「高令者の国鉄運賃無料化を実現する会」が、結成されている。

理由は、この運動を通じて、ただ高令者に運賃を無料にさせるだけでなく、若い世代の高令者への理解ある遇し方を求めることにもなり、ひいては、当然問題になる

であろう年金の賦課方式の検討にも通ずる意味もっていることにあるとされる。いずれにしても「年金の額が、もっと高ければ、こういう要求はでてこない」、という老人の発言が示しているように、そこには、年金の額が、ただ食べていくだけではない、老人の全人間的開花をめざすものであることが、こめられているといえよう。

そのことは、所得の保障だけでなく、医療保障についての要求にも、同様に反映されているといえよう。

都老協を中心とする、老人運動にとって、「老人医療有料化」という政策方向は、これを阻止するにとどまるものではなく、所得保障としての医療保障からさらに、完全な老人医療の要求への、一段階として考えられ始めている。

各区市での老人訪問看護実施に対する都補助の予算化、さらに東京民医連を中心として、都老協をはじめ、老人医療に関係するあらゆる分野の人々が参加して、老人医療問題懇談会が、生まれてきていることは、こうした方向をいみするものであろう。

さらに都老協の主催する、老後保障運動大学や、活動の拠点づくりをめざす、運動センターづくりのとりくみは、老令保障の将来の方向を、より具体的に示すものと思われる。

昭和49年11月に発足した、東京都高令者事業団も、このような中で、老人の自発的組織をもつことによって、従来の「老人就労」とは異なった民主的組織となる可能性も持っているといえよう。

第五節 おわりに

このように昭和40年代において、生存権闘争としての意味をもちつつあった老人運動は、昭和48年後半以降の不況を背景に、さらにその結びつきを深めると共に、全人間的開花への要求を内在させた老令保障としての権利意識を、定着させつつあるといえよう。それは、従来の生存権思想と労働者のそれらも含めてさらに発展させるものとさえ、予想される。

しかし、同時に、昭和40年代において指摘した老令保障運動の「外的な統一の形成への努力に加えて老令保障の実現方法についての具体的な選択の過程で予想される多様な意識構造を、いかに内的に統一させていくか」(注 拙稿老後の福祉増進をめざす運動)参照)は、現在においても、なお課題として残されている。

特に、昭和48年の不況は、(地域老人の要求の中心に年金をすえたことによって)対政府、厚生省、国会へと運動の方向をむけていった。その結果、国に対する要求と、老人の生活の場である地域、そこにおける権力機構である地方自治体への要求が、いかなる位置づけをもつてとらえられるべきかは、必ずしも明らかではなかったといえよう。

都老協が、昭和51年度において「もっと市や区地域で運動にとりくみ、もっと広く多くの団体や人々に訴えていく必要をかんじ」(注 都老協30号)老後保障をすすめる地域学習交流会を、もちはじめていることも、この点と関連するものと思われる。

その場合、現在なお、極端として意識されがちな、婦人の広い意味での労働保障と、老人の身辺介護の保障が、相互支持から、全人間的開花をもとめる共同要求へと統一されるとき、老令保障とのかかわりてみた家族・地域の意味が、より具体的に自覚されるのではあるまいか。

現に、日本伝来の家族制度の現実的崩壊は、もともと「福祉国家」論にとって欠くことのできないライフ・サイクル問題を、政策上の具体的意識にのぼらせてきている。(注 週刊社会保障 vol.29 No.843.大河内一男『福祉国家』とライフサイクル)

こうした状況のもとで、老人諸階層の統一、労働運動の連帯と共に、特に婦人保障と老令保障との理論的統一と運動の統一は、ライフサイクル計画における家族・地域について論理の拮抗を、如実に示すことになると思われる。

因みに、都老協の本年度の目標は、

- (1) 高令者の要求をその家族とも共有し民主的な家庭づくりを
- (2) 老人ホーム利用者自身の組織による自主的自立的な生活改善、ホーム改革
- (3) 官制の老人クラブと要求運動を統一し、共同行動を通じて民主的な老人クラブを
- (4) 政治的・経済的要求に加えて、高令者の文化的要求にたいする問題

におかれている。

「高校教育を受ける権利」の保障と地方自治権

—東京都の例を中心にして— (青木宏治)

はじめに

中学三年生の会話のなかで「お前(あなた)は進学するのか」という問が言われなくなって久しい。東京など都市的な生活様式の進んでいる地域では、「どこの高校にするの」と競争心とさい疑心を抱いて進学校を問うように変化し、さらに、学校格差がはっきりしているため進学校の名を聞くことをはばかる雰囲気があるという。これは、高校への進学率が高くなったこと(全国平均で1974年4月で90.8%)の反映であろうし、中学生が「能力」差別によって人間的な成長・発達のつまづきを与えられていることを示しているという、二面のことを含意していると思われる。そして、また、近い未来の社会を